

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 2 月 25 日

水 曜 日

第 3876 号

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定 1
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止 2
- 保安林の指定

### 公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正 3

### 教育委員会告示

- 公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部改正 7

### 公 告

- 落札者等の公示 10
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 11

## 告 示

### 富山県告示第73号

#### 救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年 2 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
杉野脳神経外科病院	富山市千石町六丁目3番7号	医療法人社団スバル	自 平成27年3月1日 至 平成30年2月28日

## 富山県告示第74号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成27年2月25日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	平成27年3月31日	1610700120	特定非営利活動法人黒部市ひまわり福祉作業所	黒部市金屋464番地1	特定非営利活動法人黒部市ひまわり福祉作業所	黒部市金屋464番地1

## 富山県告示第75号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年2月25日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 保安林の所在場所

富山県南砺市高草嶺字坂沼13の1、39、41の1、42の1、109、110の1

## 2 指定の目的

なだれの危険の防止

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 富山県公安委員会告示第18号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成27年2月28日から施行する。

平成27年2月25日

富山県公安委員会

委員長 高 木 繁 雄

#### 別表第1(3)一方通行

高岡市の項第240号の次に次の2号を加える。

241	高岡市羽広一丁目 448-4 先から同市羽広一丁目 586-15先までに至る市道中川和田線北側道路は、同順路の進行方向の一方通行とする。	270	終日	自動車・原付	
242	高岡市羽広一丁目 586-15先から同市羽広一丁目 487-2先までに至る市道中川和田線南側道路は、同順路の進行方向の一方通行とする。	250	終日	自動車・原付	

氷見市の項第23号を次のように改める。

23	氷見市宇波17-2先から同市宇波 659先までに至る能越自動車道難浦インターチェンジランプウェイは、同順路（上り線流出ランプウェイ入口から上り線流入ランプウェイ流出部まで）の進行方向の一方通行とする。	386	終日	自動車	
----	--	-----	----	-----	--

氷見市の項第24号の次に次の1号を加える。

25	氷見市宇波 675-2先から同市宇波32先までに至る能越自動車道難浦インターチェンジランプウェイは、同順路（下り線流出口から流出ランプウェイ出口まで）の進行方向の一方通行とする。	240	終日	自動車	
----	---	-----	----	-----	--

砺波市の項第31号の次に次の4号を加える。

32	砺波市下中条 151-1 先から同市下中条 1027 先までに至る高速自動車国道北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジランプウェイは、同順路（流入ランプウェイ入口から上り線流入口まで）の進行方向の一方通行とする。（Aランプウェイ）	851	終日	自動車	
33	砺波市下中条 265-2 先から同市下中条 151-1 先までに至る高速自動車国道北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジランプウェイは、同順路（上り線流出口から流出ランプウェイ出口まで）の進行方向の一方通行とする。（Bランプウェイ）	812	終日	自動車	
34	砺波市下中条 151-1 先から同市下中条 1026 先までに至る高速自動車国道北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジランプウェイは、同順路（流入ランプウェイ入口から下り線流入口まで）の進行方向の一方通行とする。（Cランプウェイ）	885	終日	自動車	
35	砺波市下中条 221-1 先から同市下中条 151-1 先までに至る高速自動車国道北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジランプウェイは、同順路（下り線流出口から流出ランプウェイ出口まで）の進行方向の一方通行とする。	710	終日	自動車	

南砺市の項第53号の次に次の6号を加える。

54	南砺市柴田屋字西川原島5741-3先から同市上川崎字青島1659-1先までに至る高速自動車国道東海北陸自動車道南砺スマートインターチェンジランプウェイは、同順路（流入ランプウェイ入口から上り線流入口まで）の進行方向の一方通行とする。	461	終日	自動車	
55	南砺市上川崎字青島1667-1先から同市柴田屋字西川原島5741-3先までに至る高速自動車国道東海北陸自動車道南砺スマートインターチェンジランプウェイは、同順路（上り線流出口から流出ランプウェイ出口まで）の進行方向の一方通行とする。	388	終日	自動車	
56	南砺市柴田屋字西川原島5741-3先から同市上川崎字青島1667-1先までに至る高速自動車国道東海北陸自動車道南砺スマートインターチェンジランプウェイは、同順路（流入ランプウェイ入口から下り線流入口まで）の進行方向の一方通行とする。	564	終日	自動車	
57	南砺市上川崎字青島1622-1先から同市柴田屋字西川原島5741-3先までに至る高速自動車国道東海北陸自動車道南砺スマートインターチェンジランプウェイは、同順路（下り線流出口から流出ランプウェイ出口まで）の進行方向の一方通行とする。	637	終日	自動車	
58	南砺市柴田屋字西川原島5744-1先から同市上川崎字青島1622-3先までに至る高速自動車国道東海北陸自動車道南砺スマートインターチェンジの転回路は、同順路の進行方向の一方通行とする。	210	終日	自動車	
59	南砺市柴田屋字西川原島5742-1先から同市柴田屋字西川原島5742-1先までに至る高速自動車国道東海北陸自動車道南砺スマートインターチェンジ駐車場への通路は、同順路の進行方向の一方通行とする。	32	終日	自動車	

## 別表第 4 (1)普通自転車の歩道通行可

滑川市富山市の項第 1 号を次のように改める。

1	県道 富山滑川魚 津線 県道 菱輪滑川イ ンター線	滑川市大島 154先 早月大橋西詰から 富山市水橋二ツ屋 117先 池田交差点まで	片側	10, 200	終日	
---	--	--	----	---------	----	--

## 別表第 4 (2)普通自転車の歩道通行部分の指定

富山市の項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3	市道 富山駅西線	富山市宝町一丁目 4-1 先 宝町交差点から 神通本町一丁目 5-5 先 神通本町交差点まで	両側	250	終日	
---	-------------	--	----	-----	----	--

## 別表第 5 最高速度

滑川市の項第 56 号を次のように改める。

56	市道 三ヶ栗山線 市道 大島四ツ屋 線 市道 野町大島線	滑川市大島 180 海見方先から 同 四ツ屋 134 東部小学校前まで	1, 896	終日	30	
----	--	--	--------	----	----	--

氷見市の項第 104 号の次に次の 2 号を加える。

105	自動車専用 道 一般国道 470号 (能越自動 車道)	氷見市宇波 29 先 一般国道 470 号取付道灘浦 インターチェンジ入口から 同 宇波 659 先 上り線流入口まで	200	終日	30	
106	自動車専用 道 一般国道 470号 (能越自動 車道)	氷見市宇波 675-2 先 灘浦インターチェンジラン プウェー下り線流出口から 同 宇波 32 先 一般国道 470 号取付道灘浦 インターチェンジ出口まで	240	終日	30	

高岡市氷見市の項第 8 号を次のように改める。

8	自動車専用 道 一般国道 470号 (能越自動 車道)	高岡市五十里 4708 先 (82. 0KP) から 氷見市脇字丸山 2063 先 (56. 175KP) 石川県境まで	25, 600	終日	70	
---	--	---	---------	----	----	--

砺波市の項第 131 号の次に次の 4 号を加える。

132	高速自動車 国道 北陸自動車 道	砺波市下中条 151-1 先 流入ランプウェー入口から 同 下中条1027先 上り線流入口まで	851	終日	40	
133	高速自動車 国道 北陸自動車 道	砺波市下中条 265-2 先 上り線流出口から 同 下中条 151-1 先 流出ランプウェー出口まで	812	終日	40	
134	高速自動車 国道 北陸自動車 道	砺波市下中条 151-1 先 流入ランプウェー入口から 同 下中条1026先 下り線流入口まで	885	終日	40	
135	高速自動車 国道 北陸自動車 道	砺波市下中条 221-1 先 下り線流出口から 同 下中条 151-1 先 流出ランプウェー出口まで	710	終日	40	

南砺市の項第 268号の次に次の4号を加える。

269	高速自動車 国道 東海北陸自 動車道	南砺市柴田屋字西川原島5741 -3 先 流入ランプウェー入口から 同 上川崎字青島1659-1 先 上り線流入口まで	461	終日	30	
270	高速自動車 国道 東海北陸自 動車道	南砺市上川崎字青島1667-1 先 上り線流出口から 同 柴田屋字西川原島5741 -3 先 流出ランプウェー出口まで	388	終日	30	
271	高速自動車 国道 東海北陸自 動車道	南砺市柴田屋字西川原島5741 -3 先 流入ランプウェーから 同 上川崎字青島1667-1 先 下り線流入口まで	564	終日	30	
272	高速自動車 国道 東海北陸自 動車道	南砺市上川崎字青島1622-1 先 下り線流出口から 同 柴田屋字西川原島5741 -3 先 流出ランプウェー出口まで	637	終日	30	

別表第 8 (1)車両の駐車禁止

富山市の項第 326号を次のように改める。

326	市道区画街 路第 802号 線から 市道区画街 路第 810号 線まで 市道区画街 路第 816号 線	市道牛島蛭川線のうち 富山市安野屋町二丁目4- 10富山交通駐車場前から 同 芝園町一丁目8-6 河合敬三方前まで 市道区画街路第1815号線のう ち 富山市芝園町一丁目8-6 河合敬三方横から	1,860	終日		
-----	---	---	-------	----	--	--

	市道区画街路第 817 号線	同 芝園町一丁目 1-1 樋口鉄筋前まで				
	市道区画街路第 819 号線から	市道区画街路第 801 号線のうち 富山市芝園町一丁目 1-1 樋口鉄筋横から				
	市道区画街路第 821 号線まで	同 安野屋町一丁目 6-11 寺林多美方前まで				
	市道区画街路第 825 号線	11 寺林多美方横から 県道富山高岡線のうち 富山市安野屋町一丁目 6-11 寺林多美方横から				
		同 安野屋町二丁目 4-10 富山交通駐車場前まで に囲まれた区域内の各道路				

高岡市の項第 281 号の次に次の 2 号を加える。

282	市道 下黒田14号 線	高岡市下黒田1611-1 米原商事株高岡南（給）前 から 同 下黒田1868-2 新高岡駅前交番前まで	300	終日		
283	市道 下黒田15号 線	高岡市下黒田1625-1 先 スポーツコア（北）交差点か ら 同 下黒田1790-2 新高岡駅南側駅前広場入口 まで	480	終日		

**富山県教育委員会告示第 2 号**

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程の一部改正について

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程（昭和31年富山県教育委員会告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 2 月 25 日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

別記様式を次のように改める。

別記様式

受検番号	※
------	---

年度富山県公立学校 教員採用選考検査願書 公立学校教員の採用の選考資格に関する規程第4条の規定により提出します。										(ふりがな)															
①氏名										性別( )															
年 月 日生( 年4月1日現在満 歳)																									
②受検校区分	特別選考										⑧受検種目					⑨写真 3.5×4.5cm (上半身・正面)									
	一般選考		社会人経験	教職経歴	職資格	特定資格	国際貢献	スポーツ実績	身体障害書	小学校(体育・オルガン)					中学・高校 [ ( ) ]										
	(〒 )										特別支援 小 (体育・オルガン)														
	電話( ) ( ) ( ) ( ) (方)										特別支援(A・B)中・高 [ ( ) ]														
③連絡先	現住所										⑩教員免許状					授与権者									
	電話番号( ) ( ) ( ) ( ) (方)																								
④学歴	⑤大学院進学及び大学院修学継続希望による延長希望										⑪職歴					勤務先・職名									
	⑥所定の要件による加点申請希望																								
	⑦身体の障害等により受検上の配慮が必要な事項																								
⑫ 私は富山県公立学校教員を志望します。なお、願書の記載事項は事実と相違ありません。また、私は学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号に該当しておりません。																									
____年__月__日 (氏名)																									





**附 則**

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月25日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 落札に係る特定役務の名称**

富山県立中央病院新棟（仮称）新築工事

**2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地**

富山県立中央病院事務局経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

**3 落札者を決定した日**

平成27年2月5日

**4 落札者の氏名及び住所**

佐藤工業・タカノ建設・石坂建設富山県立中央病院新棟（仮称）新築工事共同  
企業体 富山市桜木町1番11号

**5 落札金額**

2,265,840,000円

**6 契約の相手方を決定した手続**

一般競争入札

**7 特例政令第6条の公告を行った日**

平成26年12月10日

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年2月25日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 店舗の名称及び所在地**

イオンモール高岡 高岡市下伏間江383番地

**2 店舗を設置する者 イオンモール株式会社****3 変更事項****(1) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の**

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区一丁目5番地1

(変更後) イオンモール株式会社 代表取締役 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区一丁目5番地1

**(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置**

(変更前) 8箇所 東側ほか

(変更後) 9箇所 東側ほか

**4 変更の日 平成27年2月1日 ほか****5 変更の理由 設置者の代表者が変わったため ほか****6 届出の日 平成27年2月16日****7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****8 縦覧期間 平成27年2月25日から平成27年6月25日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由